

後期高齢者医療制度窓口負担割合の見直しについて

10月1日から、後期高齢者医療の被保険者のうち、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が1割から2割になります。

窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

住民税非課税世帯の方は、基本的に1割負担となります。

見直しの背景

本年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫などの世代）の負担となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

配慮措置について

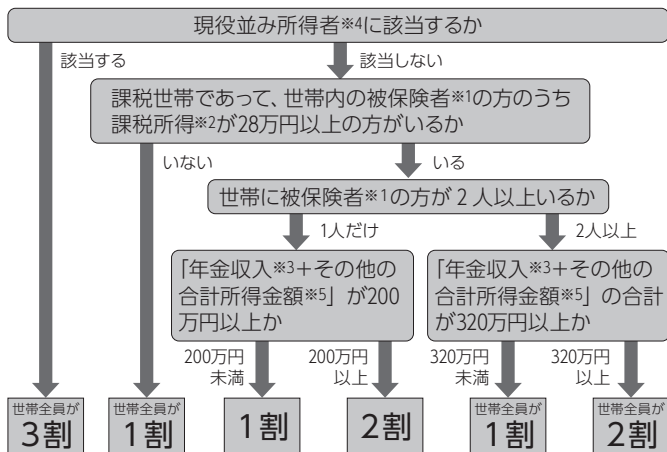
10月1日後3年間は、2割負担となる方について、窓口負担割合の引き上げに伴い、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます（入院医療費は対象外）。

2割負担の対象者

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の方の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。（下図）

令和3年中の所得を基に判定し、9月下旬頃に被保険者証を送付します。

図 窓口負担割合の判定フロー



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいのある状態であると広域連合から認定を受けた方です。
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保障料控除等）を差し引いた後の金額）です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方です。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは、年金収入以外の事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。また、給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

窓口負担割合の見直しに関するご質問等は、厚生労働省コールセンター（☎0120-002-719）へ。

お問合せ 国保年金課 ☎21-3184

HP

新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険料の納付が困難な方へ（減免制度のお知らせ）

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し国民健康保険料の納付が困難となった場合、国民健康保険料の減免制度があります。

詳しくは、6月に送付済みの国保料決定通知書に同封しているチラシをご覧ください。

対象世帯

- ▷新型コロナウイルス感染により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯。
- ▷新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入の減少が見込まれ、かつ前年から3割以上の収入減少が見込まれる世帯。（前年合計所得に一定の条件があります。）

申請手続 該当すると思われる方は、下記専用ダイヤルへご連絡ください。対象要件を確認した後、申請書を送付します。

また、収入が減少した場合は、その事実が分かるもの（例：給与明細、売上票などの写し）、事業を廃止した場合などは、公的機関に提出した廃業の届出書の写し等が必要になります。

申請期限 令和5年3月31日(金)

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

お問合せ 国保年金課減免専用ダイヤル ☎21-3906
平日 午前9時～午後5時

☞<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020060100098/>

HP

マイナンバーカード臨時交付センターを開設します

マイナンバーカードの申請・受取やマイナポイントのお申込みなど、市民サービスの向上を図ることを目的にマイナンバーカード臨時交付センターを開設します。

また、ご利用については、一部予約制となります。詳細はお問合せください。

場所 丸井今井函館店7階

開設日 7月1日(金)

窓口開設時間 水曜日～金曜日・最終火曜日 正午～午後7時
土曜日・日曜日 午前10時～午後5時（祝日、年末・年始、第3土曜日の翌日曜日を除く）

※ センターでの手続は下記のURLまたはQRコードから予約できます。

☞<https://logoform.jp/f/fAQk5>

お問合せ 同センター

☎84-8757（7月1日(金)正午使用開始）

